

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別について

令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染された方々やその家族、医療従事者等に対する不当な偏見や差別、いじめなどの事例が報告されています。このような偏見や差別は決して許されません。

大阪府では、「大阪府人権相談窓口」を開設しており、府民の皆様からの人権に関する相談を受け付け、その課題に応じた情報の提供や相談機関の紹介を行っています。

また、「新型コロナこころのフリーダイヤル」を開設し、新型コロナウイルス感染症の

影響により、不安やストレスなどを感じている府民の方々の相談をお受けしています。

また、新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。

接種を受けていないことを理由に、偏見や差別的な扱いをすることは許されるものではありません。

大阪府では、府民に対し、接種の判断材料となる正しい情報を積極的に発信するとともに、未接種の方への差別的な扱いをすることのないよう、周知、啓発等に努めています。

○大阪府人権相談窓口

(相談専用電話 06-6581-8634)については、P.38を参照ください。

○新型コロナこころのフリーダイヤル

相談専用電話 **0120-017-556**

(大阪府・大阪市・堺市)
新型コロナウイルス感染症に関するこころのケアについて

http://www.pref.osaka.lg.jp/kokoronokenko/covid19_kokoronocare/index.html

(問い合わせ先: 健康医療部 こころの健康総合センター)

さまざまな人権問題

「身近な人権のこと」と題して、私たちを取り巻く人権問題をこれまで取り上げてきましたが、他にもさまざまな人権問題が存在しています。例えば、

- アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。
- 大規模な災害は多くの人命、生活基盤や働く場を奪い、被災者は突如として大きな困難に直面します。情報不足やデマなどによる人権侵害が生じることがあるほか、被災者はその後の避難生活でも多くの困難に直面します。

- 生まれつきのあざ、事故・病気による傷ややけど、脱毛などの「見た目(外見)」の症状がある人たちが学校でいじめられたり、就職や結婚で差別されたりするといった問題があります。
- 刑を終えて出所した人や家族に対する偏見や差別は根強く、定職に就くことや住居を確保することが困難な状況にあります。このため、更生に向けた計画的な支援など、地域で暮らすためのさまざまな支援が必要な状況にあります。

- 人身取引(性的サービスや労働の強要等)は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。

わたしたちは、毎日多くの人と接しながら生活していますが、会話の中の何気ない一言で、無意識に誰かを傷つけているかも知れません。人権を「自分の問題」として見つめ直し、一人ひとりの人権が尊重される社会を共に築いていきましょう。

人権カレンダー

| 月 | ■ 月間 | ● 週間 | ★ 記念日 |
|----|--|--------------------------------|---|
| 4 | ■ AV出演強要・JKビジネス等被害防止月間 | ● 2~8日 | 発達障がい啓発週間 ★ 2日 世界自閉症啓発デー |
| 5 | | ● 1~7日 ● 5~11日 | 憲法週間 児童福祉週間 ★ 3日 憲法記念日 ★ 5日 こどもの日 |
| 6 | ■ 外国人労働者問題啓発月間 ■ 男女雇用機会均等月間 ■ 就職差別撤廃月間 | ● 1~7日 ● 未定 ● 23~29日 | HIV検査普及週間 ハンセン病を正しく理解する週間 男女共同参画週間 ★ 1日 人権擁護委員の日 ★ 22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日 |
| 7 | ■ 青少年の非行・被害防止全国強調月間 ■ インターネット上の人権侵害解消啓発推進月間 ■ 「社会を明るくする運動」強調月間 ■ 再犯防止啓発月間 | | ★ 1日 更生保護の日 |
| 8 | | ● 未定 | 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 |
| 9 | ■ 高齢者保健福祉月間 ■ 障がい者雇用支援月間 ■ 発達障がい者福祉月間 | ● 10~16日 | 自殺予防週間 ★ 8日 国際識字デー ★ 10日 世界自殺予防デー ★ 21日 国際平和デー |
| 10 | ■ 部落差別調査等規制等条例啓発推進月間 ■ 里親月間 ■ 高齢者雇用支援月間 ■ 精神保健福祉月間 | | ★ 1日 国際高齢者デー |
| 11 | ■ 児童虐待防止推進月間 ■ 子ども・若者育成支援強調月間 ■ ヘイトスピーチ解消推進条例啓発推進月間 | ● 12~25日 ● 未定 ● 25~12月1日 | 女性に対する暴力をなくす運動 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 犯罪被害者週間 ★ 25日 女性に対する暴力撤廃の国際デー |
| 12 | ■ 職場のハラスメント撲滅月間 | ● 3~9日 ● 4~10日 ● 10~16日 | 障がい者週間 人権週間 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 ★ 1日 世界エイズデー ★ 3日 国際障がい者デー ★ 10日 人権デー |
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | ■ 自殺対策強化月間 | | ★ 8日 国際女性デー ★ 21日 国際人種差別撤廃デー 世界ダウン症の日 |